

「企業年金（税制適格年金）制度の見直しについて」における
現時点の会社の考え方について

平成15年11月17日
西日本電信電話株式会社

企業年金（税制適格年金）制度の見直しについては、平成15年9月12日に示したところであるが、現時点の会社の考え方については、次のとおりである。

1. 現加入者についての給付利率・据置利率の見直し

(1) 給付利率・据置利率の指標については、10年物国債表面利回りの過去3年間の平均とし、具体的には、毎年、前年12月以前3年間の平均利回りを当年4月から適用することとする。

ただし、平成16年度については、現時点の直近値である平成15年11月以前の3年間の平均である1.3%を指標とする。

(2) 給付利率については、一定水準の上乗せを設けることとし、具体的には、10年物国債表面利回りの過去3年間の平均に0.5%を上乗せすることとする。

また、据置利率については、10年物国債表面利回りの過去3年間の平均とする。

(3) 給付利率・据置利率の設定にあたっては、国債利回りが極端に低下した場合においても、一定の年金利回りが確保できるよう下限を設けることとし、具体的には、給付利率は法定下限利率と1.5%のいずれか高い利率、据置利率は給付利率の下限から0.5%を減じた率とする。

また、年金財政の安定化を図る観点から上限を設定することとし、具体的には、給付利率6.0%、据置利率5.5%を上限とする。

2. 既裁定者についての給付利率・据置利率の見直し

給付利率・据置利率については、規約型企業年金制度への移行後、必要な手続きを経て最終的に決定されることを前提に、現加入者と同水準とし、市場金利に連動して毎年度変動させる制度を導入することとする。

ただし、給付利率・据置利率の見直し後3年間については、経過措置を設定することとし、その間は給付利率3.5%、据置利率3.0%を下限とする。